事業主の皆さまへ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

就職氷河期世代を対象にした 職場実習・体験の受け入れにご協力ください

■ この「職場実習・体験」は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。

■ 事業主の皆さま、職場実習・体験の受け入れにご協力をお願いします。

職場実習・体験の内容

事業所の職員の方が、実際に従事している業務の一部または全体を体験・見学できるような内容としていただきます。

受け入れの流れと手続き

1 「受入条件票」の作成・提出

職場実習・体験の内容や受け入れ条件を様式に記入いただきます。

2 希望者情報の受け取り

貴社での職場実習・体験を希望する方の情報をハローワークからお送りします。

3 実施計画書の作成・提出

受け入れを承諾いただける場合、実施計画書を作成・提出いただきます。

4 職場実習・体験の実施

必要に応じて、労働局やハローワークの担当者がサポートします。

5 「実施結果報告書」の作成・提出

職場実習・体験終了後、実施結果報告書を作成・提出いただきます。

6 謝金の受け取り

受け入れ人数１人当たり**最大２万円**の謝金を労働局よりお支払いします。

お問い合わせ・連絡先

＊詳細は、管轄のハローワークまたは岡山労働局にご連絡ください。

岡山労働局 職業安定課　TEL 086(801)5103

※氷河期世代は、おおむね1993（平成５）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指しますが、本事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方を対象にします。
※本事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて職場体験を積んでいただくためのものです。実習終了後に受け入れ先事業所に雇用義務が生じるものではありません。

対象者

■　概ね35 歳以上55 歳未満の正社員を希望する求職者のうち、次のいずれかに該当する方を対象者とします。

①　概ね直近１年間に正社員として雇用されておらず、かつ、直近５年間に正社員としての雇用期間が通算１年以下の方

②　概ね１年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い方

③　非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い方など、安定した就労の経験が少ない方であって、職場実習等を通じて安定就労の実現が期待される方

■　上記以外の方で、概ね35 歳以上55 歳未満の者のうち、地域若者サポートステーション（サポステ）や若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）の利用者等で、職場実習等を通じて安定就労が期待される方も対象とします。

対象事業所

■　本事業の趣旨に賛同いただき、次のいずれにも該当する事業所を対象とします。

①　労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。

②　労働基準法（昭和22 年法律第49 号）及び労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）に規定する安全、衛生やその他の作業条件が整備されていること。

③　職場実習等を行う事業所の従業員の中から、対象者が実習等の際に従事する業務に精通している職場実習等の担当者を選任し、対象者の作業指導を行うことが可能なこと。

職場実習等の期間や時間

■　職場実習等の内容は、従業員が実際に従事している業務の一部又は全体を実習・体験できるものとしてください。

（１）職場実習等の期間は、原則として３日から２週間程度を目安とします。

（２）１日当たりの実習等の時間は３時間以上とし、当該事業所の所定労働時間を超えない範囲内で設定してください。

※　対象者が実習中又は通所途中での事故に備えた保険に加入するとともに、対象者が事業主に損害を与えた時の損害賠償保険も加入します。

受入事業所が職場実習等の実施後にハローワーク等の職業紹介を受けて当該職場実習等で受け入れた対象者を雇い入れる場合、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給対象となり得ますが、雇入れ日の前日から過去３年の間に雇入れ事業所で３か月を超えて訓練・実習等を行っている場合や職業紹介の前に雇用の内定があった場合は、当該助成金の要件を満たさず利用できません。

謝金の支払い

■　受入事業所の事業主に対し、協力謝金を支払います。

謝金単価は対象者１人当たり最大で20,000 円とし、職場体験実習等実施日が10 日以下である場合、当該日数に20,000 円の10 分の１を乗じた額とします。

なお、対象者が欠席した日については、対象外とします。

賛同いただける場合は、管轄のハローワークにお申し出ください。
ハローワークから「職場実習等受入条件票（様式第1号）」の提出をお願いします。
受入れ候補事業所として県下ハローワークで共有させていただきます。